特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	准看護師資格の登録に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長崎県知事

公表日

令和6年12月18日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務

■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)

i.資格情報の登録

オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。

ii.登録情報の訂正・変更

オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。

iii.資格の停止・取り消し

資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。

iv.資格の削除

オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。

②事務の概要

■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.決済

資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。

ii.入出金管理

各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。

iii.統計処理·集計処理

任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.デジタル資格証発行(オンライン)

資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。

ii..資格証の発行・再発行(紙)

資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。

■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有)

長崎県が保有する准看護師免許システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個 人情報を含む資格情報を連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。

③システムの名称

国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、既存システム

2. 特定個人情報ファイル名

准看護籍名簿ファイル

3. 個人番号の利用 ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表18の項 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 法令上の根拠 別表第3 項番5の7 ·住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番6の4 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する] ①実施の有無 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(特定個人情報の提供の制限) ②法令上の根拠 第2条の表33の項 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 長崎県福祉保健部医療人材対策室 ②所属長の役職名 医療人材対策室長 6. 他の評価実施機関 なし 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 •福祉保健部医療人材対策室 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-895-2423 請求先 総務部県民センター 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-894-3441 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ •福祉保健部医療人材対策室

連絡先 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-895-2423

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月24日 時点

2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年	1月24日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策							
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 施機関については、それ] 1ぞれ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じた入	手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ა]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[0]委託しない
	たにおける不正な使用 スクへの対策は十分か	[]	2) +5	₹肢> こ力を入れて }である ₫が残されて	
5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。)		[0]提供・移転しない
	は提供・移転が行われる への対策は十分か	[]	2) +5	₹肢> ニカを入れて }である ₫が残されて	
6. 愴	報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
	トの入手が行われるリ の対策は十分か	[十分である]	2) +5	₹肢> こ力を入れて }である 亙が残されて	
	な提供が行われるリスク †策は十分か	[]	2) +5	R肢> こ力を入れて }である 圓が残されて	
7. 特	定個人情報の保管・済	肖去					
	国人情報の漏えい・滅 員リスクへの対策は十	[十分である]	2) +5	₹肢> こ力を入れて }である 圓が残されて	
8. 人	.手を介在させる作業			ı]人手を介在	Eさせる作業	美はない
	クミスが発生するリスク オ策は十分か	[十分である]	2) +5	₹肢> こ力を入れて }である 昼が残されて	
	判断の根拠	バー登録 所を含む 記のほか ても複数 れる。 ・申請書	その際には、本人から 3情報による照会を 、、下記の局面で特別	らのマイナンバー 行うことを厳守 定個人情報の取 こうにしており、ノ	−取得の徹底や、化 している。また、准 な扱いに関して手作 、為的ミスが発生す 報のデータベース・	主基ネット照: 看護師資格の :業が介在す 「るリスクへの への入力。	ドラインに従い、マイナン会を行う際には4情報又は任の登録に関する事務では、」でるが、いずれの局面においり対策は十分であると考えらいとを徹底)
9. 監	査						
実施の	り有無	[0]	自己点検	[]内	部監査	[] 外	部監査
10. 初	従業者に対する教育・	啓発					
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) +5	₹肢> こ力を入れて }に行ってい。	ত

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国家資格等情報連携・活用システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとに更新することで、アクセス権限の適切な管理を行う。この対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	有) ※記載省略 ■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) ※記載省略 ■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無) ※記載省略	■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有) ※記載省略 ■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) ※記載省略 ■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無) ※記載省略 ■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有) 長崎県が保有する准看護師免許システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報を連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本 台帳ネットワークシステム、マイナポータル	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本 台帳ネットワークシステム、マイナポータル、既 存システム	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番18 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県 以外の都道府県の執行機関への本人確認情報 の提供) 別表第3 項番5の5 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報 の利用) 別表第5 項番6の3	以外の都道府県の執行機関への本人確認情報 の提供) 別表第3 項番5の7	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番30	・番号法第19条第8号に基づく主務省令(特定 個人情報の提供の制限) 第2条の表33の項	事後	
令和6年12月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	新設された評価項目の記載	事後	
令和6年12月18日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	_	新設された評価項目の記載	事後	